

旭川市立東鷹栖中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和7年4月改定)

【目 次】

はじめに

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解	…	2
II 学校が実施するいじめの防止等の取組	…	4
1 本校のいじめの実情及び7年度の目標（指標）		
2 生徒が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置	…	5
4 いじめ防止の取組	…	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	7
◇いじめ発見・見守りチェックリスト	…	8
◇主な相談窓口	…	9
6 いじめへの対処	…	10
7 いじめの解消	…	11
◇早期発見・事案対処マニュアル	…	12
8 いじめの重大事態への対応	…	13
9 いじめ防止等に関する機関、保護者等との連携	…	14
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	…	14
11 学校いじめ防止プログラム	…	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることであるという認識をもち、未然防止に向けて、全ての教育活動を通じて豊かな心の育成に努めてまいりました。また、いじめやいじめにつながりかねない生徒の言動を把握した際には、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもを守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導し、よりよい集団づくりに努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒同士、生徒と教職員、さらには、家庭・地域など、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」をはじめ、「道の基本方針」と「旭川市いじめ防止基本方針」については、いじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対応に努めます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめ定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状態を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題

でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事案

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

Ⅱ 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校いじめ防止の指標

昨年度実施した道教委いじめアンケートの結果では、いじめ認知件数は8件でした。「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した生徒は99%で、1名が「よくわからない」と回答した。また一昨年度本校の課題でもあった「あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。」に対し、生徒全体の16%が「誰にも相談しない」と回答していたが、昨年度は回答が2%にまで減少し、成果が表れてきている。

以上のような実態を踏まえ、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見、早期対応、早期解決を目指します。その際、全ての教職員・生徒・保護者・地域の方々がいじめの定義を理解した上で、いじめの積極的な認知を進め、一丸となっていじめ根絶の取組ができる体制づくりに努めます。内容については、未然防止の取組として日常の授業を中心とした教育活動の充実を図ります。そのためにも、育成を目指す資質・能力を明確にした上で、生徒指導の機能を生かし、①【自己決定の場】～自分の考えをもたせる場②【自己存在感を与える場】～自分の考えを書いたり話したりしてみんなに示す場③【共感的人間関係をはぐくむ場】～「なるほどそういうことか」「話し合って良かった」と実感する場を設定していきます。学級活動では、生徒が安心できる居場所づくりとともに、気軽に悩みを打ち明けることができ、自分とは異なる他を認め合う絆づくりを進めます。道徳科では、重点内容項目を「思いやり」と「相互理解・寛容」として指導の充実を図ります。加えて、生徒同士の主体的な話し合いや、生徒会独自の取組、A c t サミットにおける取組を通して生徒自身がいじめ根絶を目指す環境づくりを進めます。さらに、いじめ事案の対応については旭川市教育委員会や関係機関と連携し、スピード感をもって適切に対処を進めます。以上の取組について、いじめ対策組織を中心にP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルにより点検・見直しを図っていきます。

2 生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

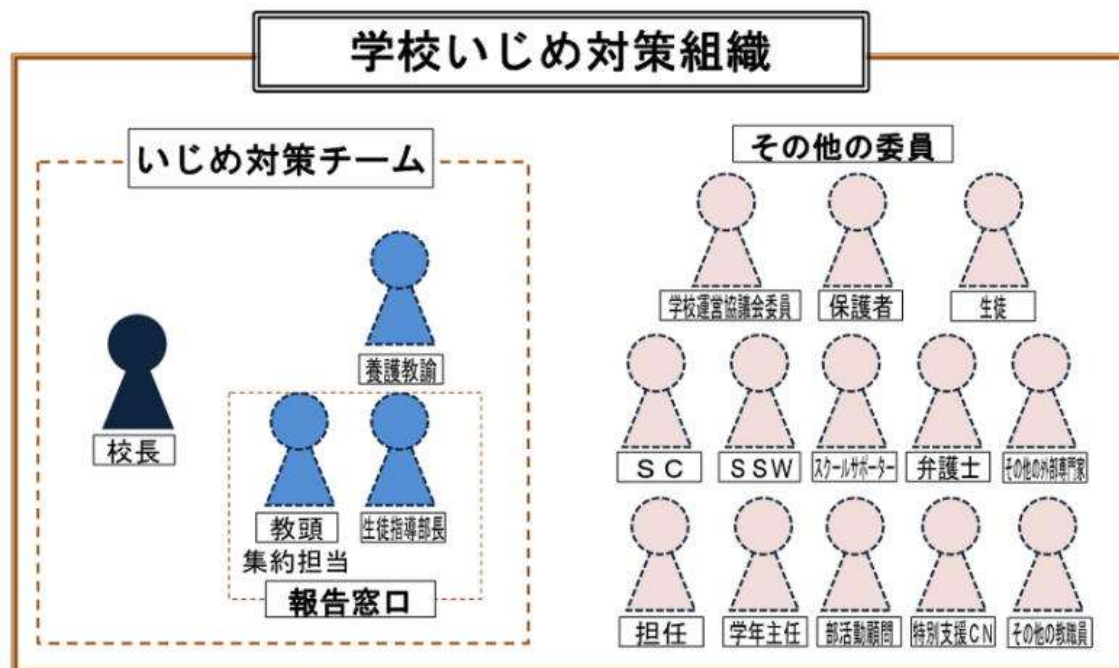
○生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定します。

○生活・学習A c t サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。

○全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう工夫します。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

○未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

○学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、更新
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ・本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒版「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道德教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により生徒の社会性を育む取組を進めます。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

<保護者の役割>

- 保護者は、お子様に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

※1 自己有用感 … 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受けとめられる感情。

※2 自己肯定感 … 「自分によいところがある」「自分は〇〇できる」など、自らを積極的に評価できる感情。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

○日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

○生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 体に擦り傷やあざができて有的时候がある。…………… | 〔 〕 |

授業や給食の様子

- | | |
|--|-----|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしくからかいがある。…………… | 〔 〕 |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | 〔 〕 |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | 〔 〕 |

清掃や放課後の様子

- | | |
|--|-----|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | 〔 〕 |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言出す。…………… | 〔 〕 |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | 〔 〕 |

主な相談窓口

子どもSOS電話相談（旭川市いじめ防止対策推進部）

＜電話番号＞

0120-126-744

＜受付時間＞ 月～金 8:45～17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞

0120-3882-56

＜受付時間＞ 毎日24時間

＜メール相談＞

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞

0120-007-110

＜受付時間＞ 月～金 8:30～17:15

少年相談110番（北海道警察本部）

＜電話番号＞

0120-677-110

＜受付時間＞ 月～金 8:45～17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞

0166-31-5511

＜受付時間＞ 月～金 9:00～16:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞

050-3383-5566

＜受付時間＞ 月～金 9:00～17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
事前に都合のよい日をお知らせ下さい。

旭川市立東鷹栖中学校 57-2221

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

○遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。

○いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。

○生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者への支援

○いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

○いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。

○必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童（生徒）への指導及び保護者への助言

○いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

○いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

○事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。

○学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

○他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるかどうかの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。

○事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員の話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

○事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。

○チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

○いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

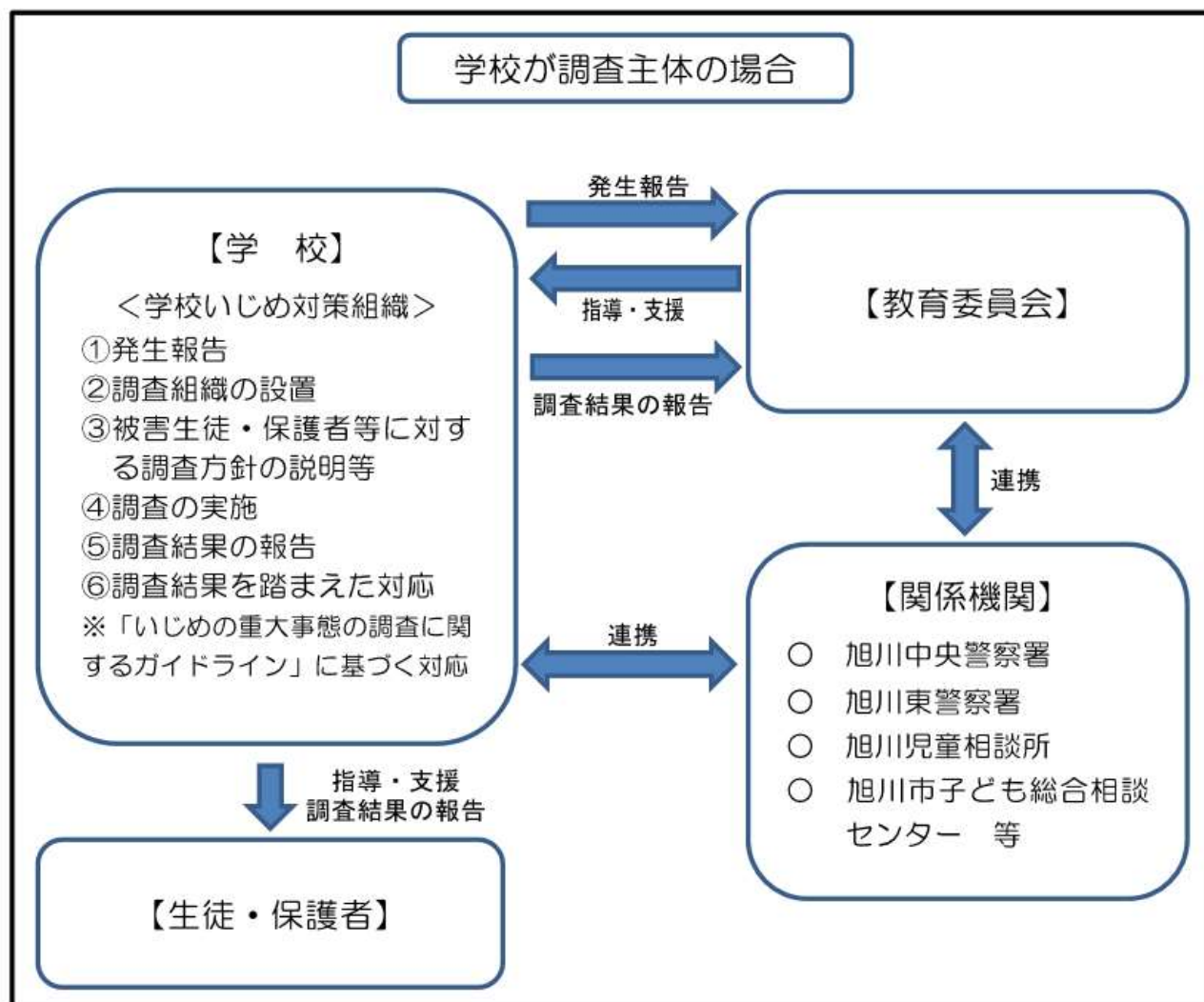
- 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○ 家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめ重大事案への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・更新に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて、組織的かつ実効的に対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- SNS等、インターネット上での事案のうち、画像、動画、音声や個人情報を投稿しないよう注意喚起します。

<保護者の役割>

- 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム

東鷹栖中学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・生徒理解による実態把握 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・教育相談による実態把握の継続	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・アセスメント質問紙の分析から生徒の	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての選流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) ○各種調査の実施 ・アセスメント質問紙 ○生徒会による「明るい学校宣言」の取組	○生徒アンケート調査① ○いじめ・非行防止強化月間① ○中連生活部6月研修会の参加(中学校) ○ストレスチェックアンケート	○道教委いじめアンケート調査① ○ネット安全教室の実施	○ボランティア活動の実施 ○生活・学習Actサミットへの参加(中学校)	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) ○全校集会における「いじめ」をテーマとした道徳 ○生徒会による「明るい学校宣言」の取組
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○家庭懇談 3年 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)	○家庭懇談 1・2年	○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価	○学校いじめ防止対策組 総会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成
生徒	○いじめ・非行防止強化月間② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 ○ストレスチェックアンケート	○児童(生徒)アンケート調査② ○全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言・評語 等 ○ボランティア活動の実施 ・全校おむつ縫い	○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 ○道教委いじめアンケート調査② ○中連生活部12月研修会における取組の報告	○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○市教委いじめに関するアンケート調査 ○教育相談③	○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
家庭・地域	○学校運営協議会 ・2学期の取組についての説明 ○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等